



これってどういうこと?

子どもを権利の主体として尊重すること

「まだ子どもだから」「子どものくせに」「こうしなさい」と、子どもを未熟な存在として保護や指導をするのではなく、子どもも大人と同じように一人の人間として尊重されなければならないということです。

子どもにとって最もよいことを第一に考えること

子どもに関わることを決めるときは、その子どもにとって、何が最もよいことなのかということが考えられなければならないということです。



つまり子どもとどう接すればいいの?

人が子どもの権利を認めるということの本質は、「子どもの意見を聴いて、それに誠実に応えること」です。

子どもに関わることについて、大人が自分たちの都合や社会常識などにより「こうした方が子どものためである」と勝手に決めるのではなく、大人と子どもが対等に話し合い、もし考えがぶつかったときは、子どもの考えが正しい場合はそれを受け入れ、間違っていると思った場合は「なぜ、あなたの考えを受け入れることができないのか」をきちんと説明しなければならないということです。その説明ができない限り、大人の考えは子どもに対する押しつけになります。子どもの考えとどうしても折り合うことができず、最後は大人の責任で「子どもにとって最もよいこと」を判断しなければならない場合も出てくるでしょう。しかし、人が真剣に子どもの意見を聴いて、誠実に対応した結果であれば、子どもも納得するはずです。

このような対応の積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつことが大切です。

那珂川市こども総合相談窓口

子育てに関する相談

0歳から18歳までの子どもの育児、しつけ、発達などについて、誰に相談していいかわからないとき、気軽にご相談ください。

あなたと一緒に考えていきます。

「子育てがつらくなった」

「子どもが言うことを聞いてくれない」

「子どもの発達が気になる」など

子どもの権利に関する相談

子ども自身が困ったり、悩んだりしたとき、誰に相談していいかわからないとき、相談を受け付けます。

子どもを権利の侵害から救済するため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、手助けしていきます。

相談の受付

月～金 午前8時30分～午後5時（※祝日、年末年始はお休み）

➡ 092-408-1036

✉ kodomoouen@city-nakagawa.fukuoka.jp

那珂川市

子どもの権利条例

子どもにやさしいまちを
みんなで築いていきましょう

令和3年4月1日施行



“なかがわの子どもたちが健康で、イキイキと育つまちにしたい”



市は、市民の強い想いをきっかけに、子どもや大人の意見をもとにしてこの条例をつくりました。

子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

子どもは、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。

子どもは、充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の可能性に気づき、自信をもち、そして主体的に生きていくことができるようになります。

子どもは、あらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。

大人は、どのような役割や取組が求められているのでしょうか。

この条例をきっかけに、みんなで子どもの権利について考えてみましょう。

*この条例で「子ども」とは、18歳になったあとの最初の3月31日までの人をいいます。



子どもにとって大切な4つの権利 (子どもの権利)

権利とは、人が人として生きるために、認められ、守られるものです。

子どもの権利とは、大人へと成長するうえで、とっても大切なものです。

子どもには、自分の権利、お友だちの権利、どちらも大切にすることを伝えましょう。

1 安心して生きる権利

- 命が守られ、平和と安全な環境のもとに暮らすこと
- 愛情をもって大切に育てられること
- 健康的な生活を送り、適切な医療を受けること
- いかなる差別と不当な不利益も受けないこと
- 困っていることや不当に思っていることを相談すること
- 虐待と体罰、いじめから心身が守られること
- プライバシーと誇りが守られること

2 自分らしく生きる権利

- 自分の存在を認められ、尊重されること
- 自分の気持ちや考えをもつこと
- 自分の気持ちや考えを聞いてもらうこと
- 自分の可能性に挑戦すること
- 安心できる場所で過ごし、自由な時間をもつこと



3 心豊かに育つ権利

- 遊ぶこと
- 人権と平和の大切さを学ぶこと
- 自ら学びたいことを学ぶこと
- 自然と芸術、文化、スポーツに親しむこと

4 意見を表明し参加する権利

- 自分の気持ちや考えを表明し、尊重されること
- 意思決定の場と社会活動に参加すること
- 必要な情報を大人や社会に求め、集めること
- 仲間をつくり、集まること

子どもの権利の保障

大人に求められている役割

基本的な考え方

- 子どもを権利の主体として尊重すること
- 子どもにとって最もよいことを第一に考えること
- 子どもの成長・発達に配慮すること

家庭

- 保護者は、子どもの育成について第一の責任があります。
- 子どもと日頃からコミュニケーションを図りましょう。

育ち学ぶ施設 (学校、保育園、スポーツ団体など)

- 子どもが主体的に考える力を身に付けられるようにしましょう。
- 子どもとコミュニケーションを図り、相談に応じるようにしましょう。

地域

- 子どもを地域の一員として認め、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるようになります。

絶対にしてはいけないこと

子どもへの虐待や体罰、いじめ

子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもにやさしいまちを築くには、みなさんの取組が必要です。

市、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者が取り組むこと

意見表明・参加の機会の促進

- 子どもの居場所・遊び場づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるようにしましょう。
- 子どもの意見表明や参加を促進するためには、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を応援していきましょう。

子育て家庭への支援

- 保護者が安心して子育てをすることができるようにしていきましょう。

虐待や体罰、いじめに対する取組

- 虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や児童相談所、警察などに通報しましょう。

支援が必要な子ども・家庭への支援

- 虐待を受けた子どもなど、支援を必要とする子どもとその家庭に配慮し、適切な支援をしていきましょう。

子どもの居場所・遊び場づくり

- 子どもが安心して過ごすことのできる居場所・遊び場づくりをしていきましょう。
- 子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる機会を提供しましょう。
- 子どもが多様で豊かな体験をすることができる機会を提供しましょう。
- 自然を守り、子どもが自然に親しむことができる機会を提供しましょう。

有害・危険な環境からの保護

- 子どもが次のものに接することができないようにしましょう。
 - たばこ煙と環境汚染物質
 - タバコとお酒、薬物の乱用
 - 性的搾取、性的虐待などの被害
 - 過激な暴力、性などの有害な情報
 - 過剰なメディア視聴

相互の連携・協力

それが相互に連携・協力して、子どもの権利を保障していきましょう。

市が取り組むこと

- 子どもの権利の周知と学びの支援をします。
- 子どもに対する虐待や体罰、いじめの予防と早期発見に取り組みます。
- 子どもの権利の侵害について相談することができる場や機会をつくります。
- 子どもの権利の救済が必要なときは、必要な支援をします。
- 市の取組を計画的に進めるため、行動計画をつくります。

子どもが、一度しかない人生の

主人公として、自分らしく、

人間らしく精一杯生きていくことが

できるように、見守ったり手助け

したりしていきましょう。

